

これって、 おかしくない

～ 消費者トラブルの情報を提供してください ～

消費生活ネットワーク新潟では、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項、不当な表示について、消費者のみなさまからの情報提供をもとに、事業者に対して申入れ・差止請求を行っています。

たとえば…

アパートの引越後の請求

大家さんから、家具の設置跡があると、床の全面張替を請求された。大家さんだけ得では？



効果絶大のサプリメント

胃のバイパス手術と同じ効果。食べたいものをガマンせず痩せられる!! この広告ほんと？



スポーツジムの規約

ジムの整備不良の器具でケガをしたのに、「一切責任を負わない」という利用規約で補償がないのはおかしい!



「これっておかしくない？」と疑問に感じる契約内容や勧誘広告などがありましたら、ぜひとも消費生活ネットワーク新潟に情報をお寄せください。

情報提供の方法

裏面記載の情報を、次のいずれかの方法でお知らせください。

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人 **消費生活ネットワーク新潟**

【電話】 025-384-4021 【FAX】 025-384-4022

【メール】 ssnetwk@axel.ocn.ne.jp

【郵送】 〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階
特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟 宛

● 情報提供シート ●

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟 宛

※FAX(025-384-4022)の場合はこちらにご記入の上、そのまま送信してください。

※契約書や広告チラシなどがあれば、コピーを一緒にお送りください。

● 事業者について ※分かる範囲で

事業者名：

所在地：

内容：

● あなたについて ※情報提供者の氏名は事業者へはお伝えしません。

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

連絡事項（希望する連絡方法など）：

※いただいた情報は、当団体にて検討の上、事業者に対する申入れ・差止請求などの活動に利用させていただきます（検討の結果、申入れ・差止請求ができない場合もあります）。また、詳しい状況をお聞きするために、当団体からご連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。

※当団体では、個別の事例の救済や解決方法などに関する相談には応じておりませんので、お近くの消費生活センターや下記ホットラインなどにご相談ください。全国共通 「消費者ホットライン」 188（いやや）